

補助制度に関するQ & A

Q1

自家消費型太陽光発電とは何ですか？

太陽光発電設備により発電された電気を自ら使用するもので、この補助制度では、発電量の個人30%、事業者50%以上を自家消費することが補助要件となります。

Q2

補助対象件数は決まっていますか？

2023年度は、太陽光、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムそれぞれについて個人住宅用20件程度、事業者用5件程度、給湯器は個人住宅用30件程度を想定しています。

Q3

国の他の補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

Q4

既に工事を発注している設備や設置工事は補助対象になりますか？

町の補助決定以前に契約した設備や設置工事は補助対象にはなりません。

Q5

FIT・FIPの認定を取得しないこととありますが、民間企業への余剰電力を売電することは可能ですか？

自家消費率(個人30%、事業者50%以上)を確保した上で、余剰が発生する場合に、民間企業(アスパでんき等)へ売却することは可能です。

Q6

太陽光発電設備等を購入する場合、町内業者のみが対象ですか？

原則町内業者のみです。例外として、新築・建て売り住宅等で、太陽光発電設備等がセットとなっているものは、町外業者でも認められます。

Q7

太陽光発電設備又は定置用蓄電池のみの申請は可能ですか？

太陽光発電設備のみの申請は可能ですが、定置用蓄電池は、新規で設置する太陽光発電設備に付帯する場合のみ補助対象となります。なお、定置用蓄電池のみの導入については、卒FIT(固定買取価格買取の終了)を迎えた個人又は事業者を対象に土幌町単独補助事業で対応いたしますので、詳細については、担当係までお問い合わせください。

Q8

太陽光発電設備の補助金額はどのように計算するのですか？

太陽光発電設備の場合は、出力合計(kW)に個人用7万円(上限70万円)、事業者用5万円(上限250万円)を乗じた額になります。

Q9

定置用蓄電池の補助金額はどのように計算するのですか？

・個人住宅用の場合
例)・家庭用の蓄電池4,800Ah・セル未満6kWhを92万円(工事費込み・税抜き)で導入
 $92万円 \times 1/3 = 30.6万円$ ①
 $92万円 \div 6kWh = 15.3万円$
※15.5万円/kWhを超えていないため対象
 $6kWh \times 15.5万円 \times 1/3 = 31万円$ ②
補助金額
①と②の低い方 = 30.6万円③

・事業者用の場合
例)・家庭用の蓄電池4,800Ah・セル以上20kWhを374万円(工事費込み・税抜き)で導入
 $374万円 \times 1/3 = 124.6万円$ ④
 $374万円 \div 20kWh = 18.7万円$
※19万円/kWhを超えていないため対象
 $20kWh \times 19万円 \times 1/3 = 126.6万円$ ⑤
補助金額
④と⑤の低い方 = 124.6万円⑥

2023年度**拡充版**

(9月25日以降)

士幌町

自家消費型太陽光発電設備等導入 補助金制度のご案内

概要

個人住宅や事業所などに自家消費型太陽光発電設備等を設置する場合に、士幌町が個人・事業者に対して設置費用の一部を補助する制度です。

なお、士幌町が環境省から採択を受けた「**地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)**」を活用して、補助するものです。

補助経費

- 自家消費型太陽光発電設備(以下「太陽光発電設備」)
- 定置用蓄電池(太陽光発電設備の付帯設備のみ対象)
- エネルギーマネジメントシステム(太陽光発電設備の付帯設備のみ対象) **新規**
- 高効率給湯器(入れ替えのみ対象) **新規**

補助対象機器・補助額

※※令和9年度(2027年)までの、5年間事業を継続する予定です※※

- 太陽光発電設備**
 - ・個人住宅用 **7万円/kW**(上限70万円)、事業者用 **5万円/kW**(上限250万円)
- 定置用蓄電池**
 - ・個人住宅用 ~ 蓄電池の価格の**1/3**(ただし、下記価格(※)の1/3を上限)
※4,800Ah・セル未満:15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き・**この金額を超えるものは対象外**)
⇒ **上限(10kWh・51万円)**
 - ・事業者用 ~ 蓄電池の価格の**1/3**(ただし、下記価格(※)の1/3を上限)
※4,800Ah・セル以上:19万円/kWh(工事費込み・税抜き・**この金額を超えるものは対象外**)
⇒ **上限(50kWh・315万円)**
※4,800Ah・セル未満:15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き・**この金額を超えるものは対象外**)
⇒ **上限(16.6kWh・84.6万円)**
- エネルギーマネジメントシステム**
 - ・個人住宅用 補助対象経費の**2/3**(上限10万円)、事業者用 補助対象経費の**2/3**(上限30万円)
※事業費は工事費込み・税抜き
- 高効率給湯器**
 - ・個人住宅用 補助対象経費の**1/2** ※事業者にあつては、集合住宅に設置する場合のみ対象
※事業費は工事費込み・税抜き



募集期間

2023年9月25日 ~ 2024年1月10日

先着順にて受付。予算額上限に達し次第、募集を終了します。

申込に関するお問い合わせ及び申込先

申込先

〒080-1292 河東郡士幌町字士幌225番地
士幌町役場 地域戦略課 ゼロカーボン推進係

お問い合わせ 電話番号

☎01564-5-5212「地域戦略課 ゼロカーボン推進係」

【受付時間】平日8:30~17:15

(土曜・日曜・祝日及び12月29日~1月3日は受付していません)



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIKORO

補助対象者

1. 個人住宅用

- 土幌町内の住宅等(自己所有)に対象機器を新設、又は対象機器の設置された住宅を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
ただし、購入しようとする住宅等が中古住宅の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限る。

- (1)土幌町内に住所を有する者 ※実績報告書を提出するまでに土幌町に住所を有する者
- (2)土幌町税((1)の※に該当する者は、現住所を有する市町村税)を滞納していないこと
- (3)自己が所有しない住宅等に対象機器を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。なお居住者が補助対象者であること。

2. 事業者用

- 事業者用については、土幌町内の事業所等に対象機器を新設、又は対象機器の設置された事業所等を購入する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
ただし、購入しようとする事業所等が中古の場合は、新規に対象機器を設置する場合に限る。

- (1)土幌町税を滞納していないこと。また土幌町以外の者は、現住所を有する市町村税を滞納していないこと
- (2)自己が所有しない事業所等に対象機器を設置する場合にあっては、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。なお、事業実施者が補助対象であること。

- ※ 対象機器を購入する場合、原則として町内事業者から購入することが条件となります。
- ※ 本補助事業による補助金交付を既に受けた個人については、補助対象者としませんが、事業者についてはこの限りではありません。

事業スケジュール

※※補助金交付決定前に契約された場合は**補助対象外**となりますので、ご注意ください。※※



申込方法

- 申請書類を、募集期間内に提出してください。
- 申請書等其他様式は、土幌町ホームページからダウンロードできます。
※新様式等は、9/25(月)よりダウンロードできます。
(<https://www.shihoro.jp/news/detail.php?news=328>)



実績報告書の提出期限

- 機器の設置工事を完了したことを示す実績報告書の提出期限は下記のいずれか早い日です。
 - ・ 事業完了日の翌日を起算日として、30日を経過する日
 - ・ 2024年2月9日まで

実績報告書・財産処分の制限・補助金の返還

補助事業実績報告書の提出

提出期日までに補助事業実績報告書及び下記の添付資料を提出してください。

- 添付書類(共通)
 1. 対象機器の設置状況を撮影した写真
 2. 対象機器の設置に係る契約書の写し及び費用の内訳が記載された領収書の写し
 3. 対象機器の保証書の写し
 4. その他町長が必要と認める書類
- 添付書類(太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム)
 1. 電力会社による太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
 2. しゅん工検査の試験記録書の写し
 3. 定置用蓄電池を導入した場合、太陽光発電設備を接続したことが分かる結線図
 4. 本補助事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量が、当該設備で発電する電力量の「30%以上」(個人住宅用)、若しくは50%以上(事業者用)と分かるモニター画面の写真、または数値を出力した資料等

財産処分の制限

補助の対象となった対象機器を土幌町自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱別表に規定する法定耐用年数を経過することなく、また町長の承認を受けずに本補助金の交付目的に反して使用、譲渡、貸付、担保に供してはならない。

補助金に係る交付決定の取消及び返還

1. 対象事業を中止し、又は廃止したとき
2. 財産処分の制限等に規定する条件に違反したとき
3. 虚偽の申請その他不作為行為によって本補助金の交付決定及び補助金を受けたとき

※注意事項※

- 太陽光発電 : 自家消費率が個人用30%、事業者用50%を超えていること。FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと
- 定置用蓄電池: 太陽光発電設備で導入する附帯設備であること。平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- エネルギーマネジメントシステム: 太陽光発電設備で導入する附帯設備であること。
- 高効率給湯器: 従来の給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。

※自家消費率が要件に満たない場合は、補助金を返還していただく場合があります。
※補助金を受けて機器を設置した方には、設置後、電力使用量や稼働状況について、アンケート調査に協力していただきます。また、広報等への取材協力をお願いすることがあります。

例) 太陽光発電設備の年間利用状況(毎月の発電電力量、毎月の自家消費量、売電量(売電先)等)